

平成25年11月25日

みずほ銀行行政処分を契機に注目を集めた反社会的勢力に関する諸問題

森原憲司法律事務所

弁護士 森 原 憲 司

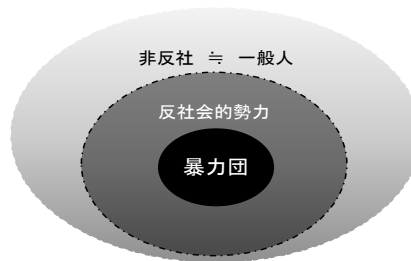
1 「反社会的勢力」＝「暴力団」なのか

みずほ銀行に行政処分が出された本年9月27日の翌日の朝日新聞の見出しは「みずほ銀、暴力団員に融資 230件、2年以上放置」というものであった。「みずほ銀、反社会的勢力に融資」とは書かれていなかった。「暴力団およびその構成員である暴力団員」も「反社会的勢力」も取引社会から退場してもらわなければならない集団・個人であるからたいした違いはなかろうという見方もあるかもしれないが、実務的にはこの二者を区分する意義は小さくない。警察に対する契約者に関する属性照会で「該当あり」となる者の多くは暴力団構成員であり、「該当なし」となる者の多くは、暴力団構成員を除いた反社会的勢力となるため、「該当あり」とされた者が暴力団排除条項（以下「暴排条項」という）導入後の契約者であれば、その者の排除は必達課題となるからである。

ここ数年ですっかりポピュラーになった「反社会的勢力」（以下「反社」という）なる言葉の内実は何かというと、実は結構難しい。反社排除の起爆剤として有名な「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、通称として周知されている「政府指針」という）の中の「反社」の定義は「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して、経済的利益を追求する集団または個人」とあるが、これではほとんど定義としての体をなしていない。

定義という以上、例えば円を描いたとき、その円の内側に位置する者は反社であり、円の外側は反社ではない者（非反社）という区分ができてしかるべきであるが、例えば、AさんからZさんの26人を反社と非反社に振り分けよと言われたとき、先の定義では実務上全く機能しない。政府指針には、反社に該当する者の具体例として「暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」が列挙されているので、どうやら「反社」なる概念は「暴力団」を包摂する概念のようだという事は分かる。では、反社のうち暴力団を除いた者はどういう者を指すのかという、先の総会屋等のほかに最近では反社の中に「共生者」や「社会的に非難される関係を有する者（≒密接交際者）」などを入れる考え方も多くなっており、的確に反社と非反社を峻別することは依然として難しい課題である。

図示すると次のとおりである。本来、反社と反社でない者（一般人）の境目は太い実線が引かれるべきであるし、そうでないと排除すべき反社を特定できないということにもなるが、現状は破線で区切るほかないのが実情である。



そう考えてみれば、実務上機能する「反社」の定義も定まっていないのに、企業に反社との関係遮断を押し付けるのはどうなのだろうかという疑問が生じるのも分からないではないが、一つだけはっきりしていることは「暴力団」が「反社」であることは誰にも異論はないということである。そうなると暴力団が先に示した円の中心に位置することは間違いないので、反社の定義が不明確であることを理由に「暴力団」との関係遮断を先延ばしにできないことは明らかである（正確には、暴排条項導入後の契約で、かつ警察の属性照会において「該当あり」とされた者との関係遮断となる）。そして、これが所謂「ブラック」と「グレー」の議論につながってくる。

2 ブラック&グレー

本年11月12日付日経新聞朝刊の報道には多くの金融機関担当者らが驚いた模様である。同記事は「業務改善命令で発覚したみずほ銀の提携ローンの反社取引230件も、多くは警察が認定する組員融資ではない。最終的に警察が認定した組員融資は現時点で1件のみで、残りはグレーな取引で解消を判断できていない。」というのである。

実務的には、多くの企業が暴力団構成員を反社データベースのブラックに登録し、構成員ではないが例えば構成員と共に逮捕された一般人や構成員と頻りに食事やゴルフを共にし冠婚葬祭等の行事にも顔を出す関係にある者（密接交際者）のように、「疑わしい者」をグレーとして登録している。

ブラックとグレーを区分するメリットは、新規取引の謝絶の場面ではほとんどない。ブラックであれグレーであれ、新規取引については基本的に契約自由の原則が妥当するからである。いずれも新規取引を断れば足りる。疑わしいといったレベルであっても、わざわざ疑わしい者と契約を締結するリスクテイクを行う企業は少ない。

両者を区別するメリットは既存取引についての関係遮断の場面で顕著になる。既存取引については、ブラック登録された者について直近の状況を改めて警察に照会したうえで、警察もブラックと認定したとき（警察が「該当あり」との結論を下したとき）のみ契約解除を実行するのが原則となる。グレー登録された者については、あくまで監視を継続するに留め、その時点で解除まで踏み込むことはない。特定の集団・個人との取引を解消するためには、解消を基礎付ける要件を充足することが不可欠となる。ここでいう「解消を基礎付ける要件の充足」を平易に述べると「あなたは『反社』に該当します。私どもの契約書では暴排条項が入っており『反社』との取引は解除できることとなってい

るので解除権を行使する次第です」ということになる。すなわち、当該特定人の属性をして解除を甘んじて受けなければならない属性だと断じ、解除に伴う不利益を押し付けるわけだから、相応の確かさが求められることになる。グレー先は、先の図のとおり一般人との境目が明確でないため「誤爆」を誘発するリスクがあり、慎重なうえにも慎重な対応が要請される場所である。

具体的に「密接交際者」について考えてみれば、このことはよく理解できる場所である。あなたがある都内の企業で役員を務める甲の行動について次のような情報を知ったとき、その役員が所属する企業との取引解消を決断できるだろうか。情報の内容は「甲役員は暴力団幹部と沖縄旅行に行きゴルフをしたことがある。都内でもしばしば食事を共にしている。暴力団幹部の父親の葬儀にも出席した。しかも、これらの情報は全て直近3か月のことだ」というものだ。おそらく、このレベルであれば「密接交際者」として反社と認定することにあまり躊躇を感じないだろう（もっとも、このような場合でも、最終的には警察の認定は不可欠となる）。しかし、先の旅行とゴルフと食事と葬儀出席が全て1年以上前の事実であり、この1年は暴力団幹部との接点は何も見当たらないという場合はどうだろう。密接交際者と断定するには相応の勇気を要することと思われる。直近1年の問題事象が確認できないまま、エイヤッと「解除通知」など出そうものなら敗訴リスク濃厚な訴状が飛んでくることになるだろう。

このように、一口に反社といっても、既存取引に関しては、ブラック認定された先については解除を実行できるが、ブラック認定できないグレー段階の先については解除を実行すべきでないという点でブラックとグレーを区分するメリットが存在するのである。

翻って、みずほ銀行事件を考えるに、報道によると「最終的に警察が認定した組員融資は現時点で1件のみで、残りはグレーな取引で解消を判断できていない」というのである。

筆者のもとには、この報道がなされた日に金融機関等から「みずほ銀行の対応はそんなに問題だったのでしょか。グレーな取引は解消できないのだから止むを得なかったのではないでしょか」といった複数の問い合わせがあった。筆者は「金融庁とみずほ銀行の『双方向の対話』（これは金融庁が金融検査に際して留意していることである）が十分ではなかったのかもしれないね」と回答した。そうすると、冒頭で紹介した朝日新聞の「みずほ銀、暴力団員に融資 230件、2年以上放置」という報道は、その後明らかとなった事実を考慮すれば「みずほ銀 暴力団員に融資 1件、2年以上放置」とするか、せいぜい「みずほ銀、反社会的勢力に融資 230件（但し暴力団員への融資は1件のみ）、2年以上放置」となってしかるべきものではなかろうか。

それだけではない、筆者は報道の後段にある「2年以上放置」についても疑問を感じている。

3 みずほ銀行は「放置」したのか？

みずほ銀行の融資先が支払を延滞したときに、融資先が暴力団員だから「恐ろしい」といった理由で通常行うべき督促を行わないなどといった対応をみずほ銀行がとっていたのであれば、それは文字通り「放置」である。「積極的放置」とも評されるべき対応と言えよう。しかし、約定弁済がきちんと続いているときに、残債務を一括回収しなかったことをもって「放置」というのは不正確な言いがある。そもそも暴排条項導入前の融資であれば一括回収を行う法的な根拠はない。暴排条項導入

後の融資であれば、期限の利益を喪失させることができるため、一括回収の根拠があるとはいえ、実際に全額回収できるかどうかは別論である。残高にもよるが一般的に一括回収のハードルは高く、不良債権化するおそれも多分にある。だからといって、反社向けの融資と認識しつつ漫然と約定弁済を受け続けるという選択は、いわば「消極的放置」と評されるべきものであって不適切な対応と言わざるを得ない。

これらの積極的放置・消極的放置とは一線を画するものとして「戦略的放置」と位置付けられる対応も考えられる。すなわち、先ずもって法的な強制回収手段の実効性を検討し、次に法的手続による完全回収が困難な場合に、次善の策として任意交渉の中で一括回収の交渉を行い、それが奏功しない場合には繰り上げ返済（一時金ないし月額増額等）を求めるなど、取引を解消するためのあらゆる手段を検討したうえで、最終的に約定弁済の継続が回収の最大化という観点から最善という結論に至る場合もある。そのようなきちんとしたプロセスを経たうえでの約定弁済の継続は、表面的には従前の支払が継続することになるので「放置」とも評しうるが、「戦略的放置」といった評価も可能なのではないかと思われる。報道で「放置」と評されたみずほ銀行の対応も、積極的放置なのか、消極的放置なのか、戦略的放置なのかをもう少し掘り下げたうえで評価をくだすべきではなかったかと思われる。

いずれにせよ「放置」という報道のインパクトは強烈で、みずほ銀行事件を契機に、当社に反社との取引が存在することそれ自体をもって致命的なリスクを抱えているかの過剰反応ともいえる認識を持っている企業もあるが、もう少し冷静に考えるべきではなからうか。暴排条項導入前の契約や、取引先の属性が「解除対象たりうる反社」とまで断定できないケースについて、拙速に解除通知を行うことのほうがむしろハイリスクな場合もあるのである。「取引が存在すること」＝「放置」ではない。当該取引について解消手段をきちんと検討したうえで当該取引を残すといった選択も「戦略的放置」としてあり得るところである。

4 第三者委員会

以上のとおり、「みずほ銀は230件の暴力団との融資取引を放置した」という報道が、現時点では必ずしも正鵠を得ていないことは理解いただけると思われる。暴力団向けと認定された融資取引は1件だけとのことであるし、暴排条項導入前の融資のようにそもそも解消の手段がない取引が存在した可能性もある。暴排条項導入後の取引であっても不良債権化するくらいなら戦略的放置と評しうる約定弁済を継続したほうがよい取引もあったかもしれない。

問題は、暴力団向けと認定された取引が本当に1件なのか、230件中何件が暴排条項導入前の取引であり何件が暴排条項導入後の取引なのか、そもそも2億円の融資のうちいくらが残債務なのかという点が、第三者委員会報告書を読んでもさっぱり分からない点である。もとより、第三者委員会の受任の範囲との兼ね合いもあるが、第三者委員会の真の依頼者は、当該企業のステークホルダーという考え方（日弁連第三者委員会ガイドライン）に依拠したとき、社会の多くの人が2億円の融資の顛末について関心があったはずであるから、その点についてほとんど触れられていないのは残念な点である（ちなみに、報告書には「委嘱事項」として「本件業務改善命令に関する件に関する事実

(反社対応を含む)の確認及び原因の究明」との記載がある)。

第三者委員会報告書は「自行債権としての意識が希薄であった」としている一方で、自行債権の内容について全く触れていない。自行債権としての認識を持つべきであったのなら、自行債権の内容やその顛末についても関心をもってしかるべきである。そのような観点からすれば、融資取引が暴排条項導入前契約なのか導入後契約なのか、残債務はいくらあるのかといった点の調査報告は必要だったと思われる。

実は、かような点についての調査報告がなかった理由は別のところにあったとも考えられる。すなわち、自行債権と認識すべきであった債権は「全て回収済み」とみずほ銀行も第三者委員会も捉えているのである。なぜなら全ての債権についてオリコの保証履行が完了しているから、みずほ銀行の暴力団向け融資は、全て「みずほ銀行債権」から「オリコ債権」に看板が変わっているから、表面上みずほ銀行の暴力団向けの融資は存在しない形になっているからである。2億円の融資のうちどれだけ回収されたかなどということは(本当はそれが一番大切なことのはずであるが)、重要な問題ではなくなっているからである。元々行政処分の内容は「反社会的勢力との取引の防止・解消のための抜本的な対応を行っていなかったこと」というものである。このようにみずほ銀行の債権をオリコに移すことが、「抜本的解決」といえるかは甚だ疑問であるが、とにかくにも現時点でみずほ銀行の暴力団向け融資はゼロとなっているから幕引きという選択もあるのであろう。

しかし、その客観性(第三者性)ゆえに不祥事を起こした企業の不祥事発生の根本的な原因と再発防止策の策定に大きな影響力を期待されている第三者委員会の在り方として、このような解決の仕方を「抜本的解決」と位置付けてよいかという点については、社会の関心事が「メガバンクが暴力団員に2億円融資したこととその顛末」にある以上、疑問も残る。

確かに第三者委員会が活動を開始した10月8日から僅か3週間後の同月28日に報告書を公表しているのだから、第三者員委員会の調査報告は、限られた期間内での最善の対応と評することができる側面もある。10月28日はみずほ銀行の金融庁に対する第一回報告日であるから、その日をゴールと据えて一定の成果を出したことは敬服に値する。他方で、10月28日の報告を「第一次報告」として、自行債権の顛末について「第二次報告」でさらに深く掘り下げるといった選択もあったかもしれない。

最近では、企業不祥事が発覚したときの、定番コースが出来上がった感すらある。すなわち経営陣の謝罪会見でコースが始まり、締めが第三者委員会の報告というコースである。ともかく第三者委員会の報告が完了すれば企業不祥事の幕が引けるとなれば、ある意味、企業不祥事の幕引きは簡単である。しかし、企業が社会の期待を裏切ったとして非難を浴びるとき、その根本原因の究明と再発防止策策定のために第三者委員会が果たすべき役割は少なくない。このたびのみずほ銀行第三者委員会についての評価は様々であるが、日弁連ガイドラインが第三者委員会の真の依頼者を「不祥事企業の株主、取引先、消費者などの全てのステークホルダー」としている意味を、今回の事件を契機に今一度考えてみる機会が到来したと捉えてみてはどうだろうか。

以上

著者略歴

昭和59年 専修大学法学部法律学科 卒業
平成5年 司法研修所入所（司法修習期47期）
平成7年 東京弁護士会 入会
虎門中央法律事務所入所（代表弁護士今井和男）
平成12年 アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）入社
平成13年4月 アフラック法務部長
同 年6月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策特別委員会委員
（平成19年6月まで）
平成16年4月 早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》
総合研究所 学外研究員（平成17年3月まで）
平成17年10月 森原憲司法律事務所開設
同 年7月 東証2部上場企業第三者コンプライアンス委員会委員
平成22年10月 日本CSR普及協会会員

「苦情・クレーム対応とコンプライアンス」「反社会的勢力対策とコンプライアンス」「リーガル3分ゼミ」（日経月曜朝刊法務面）「ケースで学ぶ苦情・クレーム対応（DVD）」、「コンプライアンス態勢の作り方とプログラムの活かし方」「遵法経営を確立するコンプライアンス・プログラムの策定と運用の実務」「公益通報者保護法～これだけは押さえておきたい基本と運用ポイント～」 「生命保険と個人情報保護」等の著書や論稿多数。

みずほ銀行に関する論考等としては、銀行法務21・2013/11月号、日経新聞企業向けメルマガ論考のほか日経新聞11/4付朝刊コメント等。

主要取扱分野

企業法務、金融法務、労働事件（各種ハラスメント対策）、生保不正請求対策、
反社会的勢力対策、名誉毀損事件、内部通報受付窓口

筆者への問合せ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-11-1
オランダヒルズ森タワーROP503号室
電話：03-5405-2220（代表）
FAX：03-5405-3390
E-mail: morihara-law@lake.ocn.ne.jp

掲載日：2013年12月11日